

評価コメント票

技術に関する施策
・事業名

情報セキュリティ関連分野に係る技術に関する施策・事業

御芳名

コメント票は下記宛にご提出下さい。

事務局（みずほ情報総研株式会社）

担当：富田（電話：03-5281-5492／e-mail：takaki.tomita@mizuho-ir.co.jp）

コメントしていただく際の留意事項

1. 評価検討会での説明及び配付資料等に基づき、
 - ① 技術に関する施策評価につきましては、評価項目・評価基準に従い、評価コメントの作成をお願いいたします。
 - ② 技術に関する事業評価につきましては、個別事業ごとに、判定基準に従い、評点をお願いいたします。なお、総合評価のみ評点に加え、評価コメントの作成をお願いいたします。
2. 評価コメントの記入に際しましては、単に「妥当である。評価できる。」ではなく、妥当である理由、評価できる理由等について、具体的な記述をお願いいたします。
3. 評点につきましては、項目ごとに4段階（A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）〈a, b, c, dも同様〉）で評価してください。
なお、4段階はそれぞれ、A（a）＝3点、B（b）＝2点、C（c）＝1点、D（d）＝0점에該当します。
 - ① 記入に際しては、「判定基準」を参照し、該当と思われる段階（A、bなど）を明示してください。
 - ② 大項目（A、B、C、D）及び小項目（a、b、c、d）は、それぞれ別に評点を付けてください。
 - ③ 総合評価は、評価結果を資源の重点的・効率的配分に適切に活用していくという観点から、各項目の評点を踏まえつつ、プロジェクト全体としての総合点を付けてください。

①技術に関する施策評価

1. 施策の目的・政策的位置付けの妥当

【評価項目・評価基準】

(1) 施策の目的の妥当性

- ・ 施策の目的が波及効果、時期、主体等を含め、具体化されているか。
- ・ 技術的課題は整理され、目的に至る具体的目標は立てられているか。
- ・ 社会的ニーズに適合し、出口（事業化）を見据えた内容になっているか。

(2) 施策の政策的位置付けの妥当性

- ・ 施策の政策的位置意義（上位の政策との関連付け、類似施策との関係等）は高いか。
- ・ 国際的施策動向に適合しているか。

(3) 国の施策として妥当であるか、国の関与が必要とされる施策か。

- ・ 国として取り組む必要のある施策であり、当省の関与が必要とされる施策か。
- ・ 必要に応じ、省庁間連携は組まれているか。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

(1) 技術に関する施策の目的の妥当性

(2) 技術に関する施策の政策的位置付けの妥当性

(3) 国の施策として妥当であるか、国の関与が必要とされる施策か。

【問題点・改善すべき点】

(1) 技術に関する施策の目的の妥当性

(2) 技術に関する施策の政策的位置付けの妥当性

(3) 国の施策として妥当であるか、国の関与が必要とされる施策か。

2. 施策の構造及び目的実現見通しの妥当性

【評価項目・評価基準】

- (1) 現時点において得られた成果は妥当か。
- (2) 技術に関する施策の目的を実現するために技術に関する事業（プロジェクト等）が適切に配置されているか。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）は、技術に関する施策の目的を実現するために必要か。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）に過不足はないか。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）の予算配分は妥当か。
 - ・ 配置された技術に関する事業（プロジェクト等）のスケジュールは妥当か。

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

- (1) 現時点において得られた成果は妥当か。
- (2) 技術に関する施策の目的を実現するために技術に関する事業（プロジェクト等）が適切に配置されているか。

【問題点・改善すべき点】

- (1) 現時点において得られた成果は妥当か。
- (2) 技術に関する施策の目的を実現するために技術に関する事業（プロジェクト等）が適切に配置されているか。

3. 総合評価

【評価委員コメント欄】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

②技術に関する事業評価

(1) 技術的情報セキュリティ対策推進事業

(旧事業名： 企業・個人の情報セキュリティ対策促進事業)

A 新世代情報セキュリティ研究開発事業

B 高度大規模半導体集積回路セキュリティ評価技術開発（システムＬＳＩセキュリティ評価体制の整備事業）

C 暗号アルゴリズムの物理的安全性評価に必要な標準評価環境の開発

(2) ＩＴ融合による新産業創出のための研究開発事業（サイバーセキュリティテストベッドの構築事業）

(1) 技術的情報セキュリティ対策推進事業

A 新世代情報セキュリティ研究開発事業

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（☐A B C D、a b c d など）

※15 ページから 21 ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

A 新世代情報セキュリティ研究開発事業

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

B 高度大規模半導体集積回路セキュリティ評価技術開発
(システムLSIセキュリティ評価体制の整備事業)

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（☐A B C D、a b c d など）

※15 ページから 21 ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

B 高度大規模半導体集積回路セキュリティ評価技術開発
(システムLSIセキュリティ評価体制の整備事業)

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

C 暗号アルゴリズムの物理的安全性評価に必要な標準評価環境の開発

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5) 変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（☐A B C D、a b c d など）

※15 ページから 21 ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

C 暗号アルゴリズムの物理的安全性評価に必要な標準評価環境の開発

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

(2) IT融合による新産業創出のための研究開発事業
(サイバーセキュリティテストベッドの構築事業)

【評点】

評価項目	評点
1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性 (1) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。 (2) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。	A B C D a b c d a b c d
2. 研究開発等の目標の妥当性 (1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。	A B C D a b c d
3. 成果、目標の達成度の妥当性 (1) 成果は妥当か。 (2) 目標の達成度は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
4. 事業化、波及効果についての妥当性 (1) 事業化については妥当か。 (2) 波及効果は妥当か。	A B C D a b c d a b c d
5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性 (1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。 (2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。 (3) 資金配分は妥当か。 (4) 費用対効果等は妥当か。 (5)変化への対応は妥当か。	A B C D a b c d a b c d a b c d a b c d a b c d
6. 総合評価	A B C D

※該当する評点（アルファベット）をチェックしてください。（☐A B C D、a b c d など）

※15 ページから 21 ページに「評点・判定基準」があります。評点をつけるに当たっては、こちらをご参照ください。

(2) IT融合による新産業創出のための研究開発事業
(サイバーセキュリティテストベッドの構築事業)

【評価コメント（総合評価）】

【肯定的意見】

【問題点・改善すべき点】

評点・判定基準

1. 事業の目的・政策的位置付けの妥当性

A B C D

《判定基準》

非常に重要→A、重要→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業目的は妥当で、政策的位置付けは明確か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 事業の目的は非常に重要で、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は極めて明確である。 → a
- ・ 事業の目的は妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は明確である。 → b
- ・ 事業の目的は概ね妥当であり、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は概ね明確である。 → c
- ・ 事業目的の妥当性はなく、政策的位置付け（上位施策等における位置付け）は不明確である。 → d

(2) 国の事業として妥当であるか、国の関与が必要とされる事業か。

a b c d

《判定基準》

- ・ 民間のみでは問題解決が図られず、国の事業として実施する緊要性が極めて高い。 → a
- ・ 国の実施事業として重要。 → b
- ・ 国の実施事業として概ね妥当。 → c
- ・ 国の関与がなくとも民間による取り組みで問題解決が可能。 → d

評点・判定基準

2. 研究開発等の目標の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発等の目標は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- ・非常に具体的かつ明確に目標及び目標水準が設定されており、指標設定も極めて適切である。→ a
- ・具体的かつ明確に目標及び目標水準が設定されており、指標設定も適切である。→ b
- ・概ね具体的かつ明確に目標及び目標水準が設定されており、指標設定も概ね適切である。→ c
- ・具体的かつ明確な目標及び目標水準が設定されておらず、指標の設定もない。→ d

評点・判定基準

3. 成果、目標の達成度の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 成果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-------------------|-----|
| ・ 想定した以上の成果が得られた。 | → a |
| ・ 妥当な成果が得られた。 | → b |
| ・ 概ね妥当な成果が得られた。 | → c |
| ・ 妥当な成果が得られていない。 | → d |

(2) 目標の達成度は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-------------------------|-----|
| ・ 設定された目標を大きく上回って達成された。 | → a |
| ・ 設定された目標は達成された。 | → b |
| ・ 設定された目標は概ね達成された。 | → c |
| ・ 設定された目標は達成されなかった。 | → d |

評点・判定基準

4. 事業化、波及効果についての妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 事業化については妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 事業化までの極めて明確な見通しがある。 | → a |
| ・ 事業化までの見通しがある。 | → b |
| ・ 事業化までの見通しが概ねある。 | → c |
| ・ 事業化までの見通しが立っていない。 | → d |

(2) 波及効果は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 波及効果が大いに期待できる。 | → a |
| ・ 波及効果が期待できる。 | → b |
| ・ 波及効果を概ね期待できる。 | → c |
| ・ 波及効果は期待できない。 | → d |

評点・判定基準

5. 研究開発マネジメント・体制・資金・費用対効果等の妥当性

A B C D

《判定基準》

非常によい→A、よい→B、概ね妥当→C、妥当でない→D

(1) 研究開発計画は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 研究開発計画は、極めて適切である。 | → a |
| ・ 研究開発計画は、適切である。 | → b |
| ・ 研究開発計画は、概ね適切である。 | → c |
| ・ 研究開発計画は、不適切である。 | → d |

(2) 研究開発実施者の実施体制・運営は適切かつ妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 実施体制・運営は極めて適切である。 | → a |
| ・ 実施体制・運営は適切である。 | → b |
| ・ 実施体制・運営は概ね適切である。 | → c |
| ・ 実施体制・運営は不適切である。 | → d |

評点・判定基準

(3) 資金配分は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 資金配分は極めて妥当である。 | → a |
| ・ 資金配分は妥当である。 | → b |
| ・ 資金配分は概ね妥当である。 | → c |
| ・ 資金配分は妥当でない。 | → d |

(4) 費用対効果等は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・ 投入された資源量に対し、極めて大きな効果が得られる見込みがある。 | → a |
| ・ 投入された資源量に対し、より大きな効果が得られる見込みがある。 | → b |
| ・ 投入された資源量に概ね相当する効果が得られる見込みがある。 | → c |
| ・ 投入された資源量を上回る効果が得られる見込みがない。 | → d |

(5) 変化への対応は妥当か。

a b c d

《判定基準》

- | | |
|---------------------------|-----|
| ・ 変化を的確に把握し、計画を適切に見直している。 | → a |
| ・ 変化を把握し、計画を見直している。 | → b |
| ・ 変化を概ね把握し、計画を見直している。 | → c |
| ・ 変化を把握せず、計画の見直しを行っていない。 | → d |

評点・判定基準

6. 総合評価

A B C D

《判定基準》

- | | |
|----------------------------|-----|
| ・実施された事業は、優れていた。 | → A |
| ・実施された事業は、良かった。 | → B |
| ・実施された事業は、成果等が今一步のところがあった。 | → C |
| ・実施された事業は、成果等が極めて不十分であった。 | → D |

③今後の研究開発の方向等に関する提言

今後の研究開発の方向等に関する提言

【評価委員コメント欄】

【技術に関する施策】

【技術に関する事業】

※【技術に関する事業】への提言は、提言する事業を明確の上、ご記入ください。